

2023年度 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	10,864	保険契約準備金	35,527
預貯金	10,864	支払準備金	1,833
買入金銭債権	25,000	責任準備金	33,693
有価証券	28,902	再保険	430
国債	28,902	その他の負債	6,377
有形固定資産	510	債券貸借取引受入担保金	1,731
リース資産	194	未払法人税等	5
その他の有形固定資産	315	未払金	1,145
無形固定資産	5,919	未払費用	3,146
ソフトウェア	5,080	預り金	25
リース資産	19	リース債務	214
その他の無形固定資産	818	資産除去債務	107
再保険	8,814	仮受金	0
その他の資産	11,146	賞与引当金	423
未収金	7,244	価格変動準備金	23
前払費用	2,676	負債の部合計	42,782
未収収益	37	(純資産の部)	
預託金	557	資本金	60,000
仮払金	121	資本剰余金	60,000
その他の資産	508	資本準備金	60,000
繰延税金資産	1,835	利益剰余金	△ 69,109
貸倒引当金	△ 2	その他利益剰余金	△ 69,109
		繰越利益剰余金	△ 69,109
		株主資本合計	50,890
		その他有価証券評価差額金	△ 682
		評価・換算差額等合計	△ 682
		純資産の部合計	50,208
資産の部合計	92,990	負債及び純資産の部合計	92,990

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取扱うものは、次のとおり評価しております。

①「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分し、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。

②その他有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間に基づく定額法によっております。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

①無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間(5 年)に基づき償却しております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間に基づく定額法によっております。

(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

(5) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、当社の定める「資産査定基準」及び「償却・引当等基準」に則り、個別債権ごとの査定結果による回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合に従って必要と認められる額を計上しております。

なお、全ての債権は、「資産査定基準」に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(6) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(7) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生した期に費用処理しております。

(9) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第 4 条第 2 項第 4 号)に記載した方法に従って計算した額を積み立てております。なお、責任準備金のうち保険料積立金については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)により計算しております。

(10) 既発生未報告支払準備金の特別な積立方法

保険業法施行規則第 72 条に規定する既発生未報告支払準備金(未だ支払事由の発生の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という)に入院給付金等を支払う特別取扱を適用(2023 年 5 月 8 日以降終了)していたことを受けて、平成 10 年大蔵省告示第 234 号(以下「IBNR 告示」という)第 1 条第 1 項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

(計算方法)

IBNR 告示第 1 条 1 項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払準備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本則と同様の方法により算出しております。

なお、前期末に計上していたみなし入院に係る既発生未報告支払準備金の金額は、みなし入院の特別取扱の終了を受けて取り崩しております。

2. (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性を踏まえて、公社債等の運用により金利リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の確保を図っております。

公社債等の有価証券については、主に市場リスク、信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利等の様々な市場の変動により、資産の価値が変動し、損失を被るリスク、信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。これらのリスクに対して、資産運用リスク管理方針を取締役会で策定するとともに、当方針に沿ったリスク管理諸規程を定め、投資執行組織から独立したリスク管理組織が、資産運用にかかるリスク量を客観的な数値で把握・モニタリングし、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会に定期的に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融商品に係る貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額	時価	差額
買入金銭債権	25,000	25,000	—
その他有価証券	25,000	25,000	—
有価証券	28,902	27,807	△1,095
責任準備金対応債券	21,487	20,391	△1,095
その他有価証券	7,415	7,415	—

(3) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項

①責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	国債	7,961	7,990	28
時価が貸借対照表価額を超えないもの	国債	13,525	12,401	△1,124
合計		21,487	20,391	△1,095

②その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が取得原価又は償却原価を超えないもの	買入金銭債権	25,000	25,000	—
	国債	8,332	7,415	△917
合計		33,332	32,415	△917

(4) 満期がある有価証券の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	25,000	—	—	—
その他有価証券	25,000	—	—	—
有価証券	—	—	—	29,940
責任準備金対応債券	—	—	—	21,420
その他有価証券	—	—	—	8,520

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	25,000	—	25,000
その他有価証券	—	25,000	—	25,000
有価証券	7,415	—	—	7,415
その他有価証券	7,415	—	—	7,415
国債	7,415	—	—	7,415

②時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	20,391	—	—	20,391
責任準備金対応債券	20,391	—	—	20,391
国債	20,391	—	—	20,391

(6) 主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

①買入金銭債権

取得日から償還日までの期間が短期間であり、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

②有価証券

国債の時価は活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1に分類しております。

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、1,706百万円であります。
4. 保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権に該当するものではありません。
5. 有形固定資産の減価償却累計額は、615百万円であります。
6. 関係会社に対する金銭債権の総額は、4,236百万円、金銭債務の総額は、534百万円であります。
7. 担保に供されている資産の額は、現金担保付債券貸借取引により差し入れた有価証券1,706百万円であり、同取引による担保に係る債務の額は、受入担保金1,731百万円であります。
8. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
 - (2) 当社の確定拠出制度への要拠出額は、34百万円です。
9. 税効果会計に関する事項は、次のとおりです。
 - (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	2,513百万円
保険契約準備金	1,339百万円
その他有価証券評価差額金	256百万円
その他税務上損金算入否認額	476百万円
繰延税金資産小計	4,585百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,513 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△217 百万円
評価性引当額小計	△2,731 百万円
繰延税金資産合計	1,854 百万円
(繰延税金負債)	
資産除去債務対応資産	△19 百万円
繰延税金負債合計	△19 百万円
繰延税金資産の純額	1,835 百万円

(2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	—	491	2,021	2,513
評価性引当額	—	△491	△2,021	△2,513
繰延税金資産	—	—	—	—

(*)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当期における税効果会計の法定実効税率は、回収又は支払が見込まれる2024年4月1日以降の期間にかかるものとして、28.0%を適用しております。

なお、当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社としたグループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第42号2021年8月12日)に従っております。

10. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は、139百万円であります。
11. 1株当たり純資産額は、418,401円96銭であります。
12. 再保険貸には、医療終身保険等を対象に締結している平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約(以下「告示第50号第1条第5項再保険契約」という)に係る未償却出再手数料の当期末残高8,389百万円を含んでおります。また、責任準備金には、当該再保険契約に基づく再保険会社の預り責任準備金680百万円を含んでおります。
なお、当該未償却出再手数料については、再保険協約期間にわたって当該再保険契約の対象となる元受保険契約から收受する保険料、保険金等支払金の計上時期及び出再割合に応じて償却しております。
13. 当社は、2023年11月30日付で日本生命保険相互会社から第三者割当増資の払い込みを受け、資本金、資本準備金がそれぞれ20,000百万円増加しております。この結果、当期末における資本金、資本準備金はそれぞれ60,000百万円となっております。

2023年度 { 2023年 4月 1日から
2024年 3月 31日まで } 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	41,174
保険料等収入	40,973
保険料収入	29,994
再保険収入	10,979
資産運用収益	200
利息及び配当金等収入	200
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	193
その他の利息配当金	6
その他の経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	59,373
保険金等支払金	9,159
保険金	1,150
年金	113
給付金	5,260
その他の返戻金	52
再任準備金等繰入額	2,581
責任準備金繰入額	13,303
支払準備金繰入額	531
責任準備金繰入額	12,772
資産運用費用	2
支払利息	0
貸倒引当金繰入額	1
その他の運用費用	0
事業費用	30,704
その他の経常費用	6,202
税減価償却費用	3,305
その他の経常費用	2,895
その他の経常費用	2
経常損失	18,198
特別損失	13
固定資産等処分損	2
価額変動準備金繰入額	10
税法引前当期純損失	18,212
法人税及び住民税額	△ 4,229
法人税等調整額	△ 417
法人税等合計	△ 4,647
当期純損失	13,564

注記事項

(損益計算書関係)

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は次のとおりです。

(1) 保険料の計上方法

保険料は、保険業法施行規則第 69 条第 3 項に基づき収入した額を計上しております。

なお、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、当該収入保険料のうち、期末時において保険契約の定めにより未だ経過していない期間に対応する責任に相当する額として計算した額を責任準備金に積み立てております。

(2) 再保険収入の計上方法

再保険収入は、再保険協約に基づき、再保険契約の対象となる元受保険契約の保険金等支払金の計上時期及び出再割合に応じて計上しております。また、告示第 50 号第 1 条第 5 項再保険契約に係るものは、再保険協約に基づき、元受保険契約に係る新契約費相当額の一部を再保険収入として計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上しております。

(3) 保険金等支払金(再保険料を除く)の計上方法

保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時において支払義務が発生したものの、未だ支払事由の発生の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるものとして計算した額を支払備金に積み立てております。

(4) 再保険料の計上方法

再保険料は、再保険協約に基づき、再保険契約の対象となる元受保険契約の保険料の計上時期及び出再割合等に応じて計上しております。

2. 関係会社との取引による費用の総額は、499 百万円であります。

なお、上記の他にグループ通算制度の適用による通算税効果額の受取予定額 4,235 百万円を計上しております。

3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、40 百万円であります。

4. 1 株当たり当期純損失は 145,168 円 07 銭であります。

5. 保険料等収入に含まれる再保険収入には、告示第 50 号第 1 条第 5 項再保険契約に係る額 9,476 百万円を含んでおります。

6. 保険金等支払金に含まれる再保険料には、告示第 50 号第 1 条第 5 項再保険契約に係る未償却出再手数料の償却額 1,087 百万円を含んでおります。

7. 関連当事者との取引は、以下のとおりです。

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
親会社	日本生命保険 相互会社	被所有 直接 100%	出資の受入 役員・出向者 の受入 グループ通 算制度の通 算親会社等	増資の受入 (*)	40,000	—	—
				グループ通 算制度の適 用による通 算税効果額 の受取予定額	4,235	未収金	4,235

(*)当社が行った第三者割当増資を、日本生命保険相互会社が1株につき1百万円で引き受けたものであります。

(2)兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (注2)	科目	当期末残高
親会社の子会社	ニッセイ情報テ クノロジー株式 会社	なし	システム開 発・運用・保 守の業務委 託契約等	システム開 発委託・運 用・保守料 等の支払	2,978	前払費用	70
						未払金	155
						未払費用	195

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。